

令和 3 年 5 月 1 8 日
保 健 医 療 部

埼玉県地方薬事審議会 の 概 要

1 設 置

- (1) 設 置 昭和 3 5 年 5 月 4 日
- (2) 根拠法令 医薬品医療機器等法第 3 条第 2 項（任意設置）
執行機関の附属機関に関する条例第 2 条第 1 項
埼玉県地方薬事審議会規則

2 組 織

委員 2 0 人以内（現行 1 5 人）をもって組織し、学識経験者、薬事関係団体の代表者、消費者団体の代表者及び公募した者に知事が委嘱しています。

（任期：2 年、令和 2 年 9 月 1 日改選）

3 職 務

- 知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議いただきます。
- 最近では、医薬品等の安全対策、薬物乱用対策、危機管理対策など、薬事行政の今日的課題への対応状況、課題について報告し、御意見をいただいています。

4 前回の開催日時及び議題

日 時：平成 2 8 年 5 月 1 6 日（月）午後 3 時から 5 時

場 所：さいたま商工会議所会館

議 題：報告事項

- (1) 平成 2 7 年度調査事業について
「高齢者等の薬の飲み残し対策推進事業等結果報告」
- (2) 知事指定薬物について
「知事指定薬物の指定状況について」